

旭川医科大学特定業務職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学特定業務職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学特定業務職員給与規程（平成28年旭医大達第50号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後				現行			
(略)				(略)			
(基本給) 第3条 基本給は、別表に定める級及び号俸に基づき支給する。 (略)				(基本給) 第3条 基本給は、別表に定める級及び号俸に基づき支給する。 (略)			
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u>							
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
特定業務職員基本給表				特定業務職員基本給表			
職務の級	1級	2級	3級	職務の級	1級	2級	3級
職務内容	定型的な業務を行う職務	主任の職務	総括主任の職務	職務内容	定型的な業務を行う職務	主任の職務	総括主任の職務
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	(円)	(円)	(円)		(円)	(円)	(円)
1	<u>150.100</u>	<u>212.400</u>	<u>234.400</u>	1	<u>146.100</u>	<u>209.400</u>	<u>231.500</u>
2	<u>154.600</u>	<u>216.000</u>	<u>237.500</u>	2	<u>150.600</u>	<u>213.000</u>	<u>234.600</u>

3	<u>158,900</u>	<u>219,200</u>	<u>240,300</u>
4	<u>164,100</u>	<u>222,700</u>	<u>243,400</u>
5	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>246,000</u>
6	<u>175,300</u>	<u>229,400</u>	<u>249,000</u>
7	<u>185,200</u>	<u>232,200</u>	
8	<u>191,700</u>		
9	<u>198,500</u>		
10	<u>201,400</u>		
11	<u>204,200</u>		
12	<u>206,700</u>		
13	<u>209,300</u>		

3	<u>154,900</u>	<u>216,200</u>	<u>237,600</u>
4	<u>160,100</u>	<u>219,700</u>	<u>240,800</u>
5	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>243,500</u>
6	<u>171,700</u>	<u>226,500</u>	<u>246,600</u>
7	<u>182,200</u>	<u>229,500</u>	
8	<u>188,700</u>		
9	<u>195,500</u>		
10	<u>198,400</u>		
11	<u>201,200</u>		
12	<u>203,700</u>		
13	<u>206,300</u>		

**【改正理由】**

国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。